

しいたけ版ファーマーズスクール・就業給付金一覧

区分	独立型		親元型		雇用型
	<準備型>	<経営開始型>	<準備型>	<経営開始型>	
対象者	就業前※1 乾しいたけ生産へ 独立就業予定者	就業後 乾しいたけ生産へ 独立就業済(or当年度) (独立準備型就業給付金受給者)	就業前 乾しいたけ生産へ 親元就業予定者	就業後 乾しいたけ生産へ 親元就業済(or当年度) (親元準備型就業給付金受給者)	雇用したい 既存生産者
年齢制限	就業予定時に50歳未満 (県外移住者は55歳未満)		就業予定時に55歳未満		(被雇用者要件) 就業予定時に50歳未満 (県外移住者は55歳未満)
給付内容	最長2年間 50歳未満：75万円/年 50～55歳：50万円/年 最大4年間計 217.5万円/145万円	最長2年間 50歳未満：45/22.5万円/年 50～55歳：30/15万円/年	最長2年間 50万円/年 最大4年間計 145万円	最長2年間 1年目30万円/年 2年目15万円/年	最長2年間 50歳未満：60万円/年 50～55歳：40万円/年 最大2年間計 120万円/80万円
要件1 現状	① 過去と現在に以下の給付金を受けていないこと(農業次世代人材投資事業、青年就農給付金、大分県中高年移住就農給付金、大分県親元就農給付金) ② 常勤雇用契約を締結していないこと(10～3月) ③ 生活費の確保を目的とした国の給付等を受けてないこと				
要件2 研修時 受給時	① 研修受講年度に、給付対象者が3万駒以上植菌し所有すること	① 給付年度に、給付対象者が3万駒以上植菌し所有すること	① 研修受講年度に、給付対象者が3万駒以上植菌すること	① 給付年度に、給付対象者が3万駒以上植菌すること	① 給付年度に3万駒以上増産すること (過去実績+3万駒増産)
要件3 研修後 受給後	① 研修終了後、1年以内に独立・自営就業すること ② 就業後3年以内に5万駒/年以上植菌する生産者になること	① 給付終了の翌年度までに5万駒/年以上植菌すること	① 研修終了後、1年以内に「家族経営協定」締結 ② 就業後3年以内に5万駒/年以上植菌する生産者になること	① 給付終了の翌年度までに5万駒/年以上植菌すること	
研修先の要件	① 県が認めた研修機関(生産者)経営主が3等身以内の親族ではないこと ② 過去に雇用契約を結んでいないこと	—	・ 基本的には親元(3等親以内) ・ 希望者は親元以外での受講可能※ 独立型と同要件	—	※ 詳細別途
研修内容	① 概ね6か月以上(10～3月) ② 年間600時間以上		① 概ね6か月以上(10～3月) ② 年間600時間以上		① 概ね6か月以上(基本10～3月) ② 年間600時間以上
返還要件 (抜粋)	○ 給付期間の1.5倍又は2年間(いずれか長いほう)の期間、就業を継続できなかった場合	○ 給付期間中就業を継続できなかった場合	○ 給付期間の1.5倍又は2年間(いずれか長いほう)の期間、就業を継続できなかった場合	○ 給付期間中就業を継続できなかった場合	

※1 「就業」とは…自身が生産する乾しいたけを市場等に出荷栽培として出荷等行うこと。ただし年3万駒以上の植菌を伴うものとする。3万駒未満の栽培歴、出荷名義、青色申告等に値する分は要確認。

※2 「就農」とは…農業経営開始時期とは①農地の取得②資産の取得③本人名義の取引開始のうち最も早い日が基準(ほか要件もあり)。ただし、研修期間中でも条件次第でOKなものもあるので要確認

※3 「親元就農等」とは…農業版では、親族(3等親以内)が経営者の経営体で専従者となり、継承しないで就農すること。しいたけ版では、親族経営体の中で生産を行うが、専従や継承については任意